

平成27年11月16日
第3回新潟市区のあり方検討委員会 資料2
新潟市大都市制度・区政創造推進課

論点整理における 参考資料について



1 区長就任状況	3
2 副市長の事務分担	4
3 指定都市における委員会の設置状況	5
4 指定都市における区民会議等の設置状況	7

区長就任状況(平成19～27年度)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
北区	①(2年)		②(2年)		③(1年)	④(2年)		⑤(公募・3年)	
東区	①(1年)	②(2年)		③(3年)			④(2年)		⑤
中央区	①(2年)		②(2年)		③(2年)		④(2年)		⑤
江南区	①(2年)		②(1年)	③(2年)		④(3年)			⑤
秋葉区	①(2年)		②(2年)		③(1年)	④(2年)		⑤(公募・3年)	
南区	①(1年)	②(2年)		③(2年)		④(1年)	⑤(2年)		⑥
西区	①(1年)	②(2年)		③(2年)		④(2年)		⑤(公募・3年)	
西蒲区	①(2年)		②(2年)		③(3年)			④(公募・3年)	

副市長の事務分担（平成 27 年度）

副市長	分担事務
<p>①浜田副市長</p>	<p>北区役所， 江南区役所， 秋葉区役所</p> <p>地域・魅力創造部， 経済部， 農林水産部， 財務部， 秘書課， 会計課， 議会， 教育委員会， 農業委員会</p>
<p>②古木副市長</p>	<p>東区役所， 中央区役所</p> <p>市民生活部， 危機管理防災局， 環境部， 都市政策部， 建築部， 土木部， 下水道部， 選挙管理委員会， 消防局， 市民病院</p>
<p>③木村副市長</p>	<p>南区役所， 西区役所， 西蒲区役所</p> <p>文化スポーツ部， 観光・国際交流部， 福祉部， 保健衛生部， 総務部， 人事委員会， 監査委員， 水道局</p>

指定都市における委員会の設置状況(平成26年度)

	議員数 (条例)	常任委員会	区役所にかかる 所管の有無	区役所が担う 業務分野	○予算 ●決算の審査	人数	
						人数	分科会
1	札幌市	総務委員会			○ 第一部予算特別委員会	34	無
		財政市民委員会		■ 地域振興	○ 第二部予算特別委員会	33	無
		文教委員会		■ 市民	● 第一部決算特別委員会	34	無
		厚生委員会		■ 保健福祉	● 第二部決算特別委員会	33	無
		建設委員会		■ 土木			
		経済委員会					
2	仙台市	総務財政委員会		■ 地域振興	○ 予算等審査特別委員会	55	無
		市民教育委員会		■ 市民	● 決算等審査特別委員会	54	無
		健康福祉委員会		■ 保健福祉			
		経済環境委員会		■ 土木・建築			
		都市整備建設委員会					
3	さいたま市	総合政策委員会			○ 予算委員会(※常任委員会)	20	無
		文教委員会			● 決算・行政評価特別委員会	20	無
		市民生活委員会		■ 市民			
		保健福祉委員会		■ 保健福祉			
		まちづくり委員会					
		予算委員会 ※					
4	千葉市	総務委員会			○ 予算審査特別委員会	54	5
		保健消防委員会		■ 地域振興	● 決算審査特別委員会	54	5
		環境経済委員会		■ 市民			
		教育未来委員会		■ 保健福祉			
		都市建設委員会					
5	川崎市	総務委員会			○ 予算審査特別委員会	60	無
		市民委員会		■ 地域振興	● 決算審査特別委員会	58	5
		健康福祉委員会		■ 市民			
		まちづくり委員会		■ 保健福祉			
		環境委員会		■ 土木			
6	横浜市	政策・総務・財政委員会			○ 予算第一特別委員会	43	無
		市民・文化観光・消防委員会			○ 予算第二特別委員会	43	無
		経済・港湾委員会		■ 地域振興	● 決算第一特別委員会	43	無
		子ども青少年・教育委員会		■ 市民	● 決算第二特別委員会	43	無
		健康福祉・病院経営委員会		■ 保健福祉			
		温暖化対策・環境創造・資源循環委員会		■ 土木			
		建築・都市整備・道路委員会					
水道・交通委員会							
7	相模原市	総務委員会	区役所		○ 常任委員会に分割付託	—	—
		民生委員会		■ 地域振興	● 決算特別委員会	48	5
		環境経済委員会		■ 市民			
		建設委員会					
		文教委員会					
8	新潟市	総務常任委員会	区役所(一部)	■ 地域振興	○ 常任委員会に分割付託	—	—
		文教経済常任委員会	区役所(一部)	■ 市民	● 決算特別委員会	52	4
		市民厚生常任委員会	区役所(一部)	■ 保健福祉			
		環境建設常任委員会	区役所(一部)	■ 土木・建築 ■ 産業			
9	静岡市	総務委員会			○ 常任委員会に分割付託	—	—
		生活文化環境委員会		■ 地域振興	● 常任委員会に分割付託	—	—
		厚生委員会		■ 市民			
		経済消防委員会		■ 保健福祉			
		都市建設委員会					
		上下水道教育委員会					
10	浜松市	総務委員会			○ 常任委員会に分割付託	—	—
		厚生保健委員会		■ 地域振興	● 常任委員会に分割付託	—	—
		環境経済委員会		■ 市民			
		建設消防委員会		■ 保健福祉			
		市民文教委員会	区役所				

指定都市における委員会の設置状況(平成26年度)

	議員数 (条例)	常任委員会	区役所にかかる 所管の有無	区役所が担う 業務分野	○予算 ●決算の審査	人数	
						人数	分科会
11	名古屋市	75			○ 常任委員会に分割付託 ● 常任委員会に分割付託	—	—
				■ 地域振興 ■ 市民 ■ 保健福祉			
12	京都市	67			○ 予算特別委員会 ● 決算特別委員会	67	3
				■ 地域振興 ■ 市民 ■ 保健福祉			
13	大阪市	86	区役所		○ 常任委員会に分割付託 ● 一般会計等決算特別委員会 ● 公営・準公営企業会計決算特別委員会	—	—
				■ 地域振興 ■ 市民 ■ 保健福祉		22	無
						22	無
14	堺市	52	区役所		○ 予算審査特別委員会 ● 決算審査特別委員会	51	6
				■ 地域振興 ■ 市民 ■ 保健福祉		51	6
15	神戸市	69			○ 予算特別委員会 ● 決算特別委員会	67	3
				■ 地域振興 ■ 保健福祉		65	3
16	岡山市	52	区役所		○ 常任委員会に分割付託 ● 一般会計決算審査特別委員会 ● 特別会計決算審査特別委員会 ● 企業会計決算等審査特別委員会	—	—
				■ 地域振興 ■ 市民 ■ 土木・建築 ■ 産業		16	無
						16	無
						15	無
17	広島市	55			○ 予算特別委員会 ● 決算特別委員会	51	無
				■ 地域振興 ■ 市民 ■ 保健福祉 ■ 土木・建築		49	3
18	北九州市	61			○ 予算特別委員会 ● 決算特別委員会	61	3
				■ 地域振興 ■ 市民 ■ 保健福祉 ■ 土木		61	3
19	福岡市	62			○ 条例予算特別委員会 ● 決算特別委員会	61	5
				■ 地域振興 ■ 市民 ■ 保健福祉 ■ 土木		59	5
20	熊本市	48			○●予算決算委員会(※常任委員会)	48	無
				■ 地域振興 ■ 市民 ■ 保健福祉 ■ 産業			

指定都市における区民会議等の設置状況

■ 地方自治法の規定に基づくもの

	新潟市	浜松市
区民会議設置区数	8区 / 全8区	7区 / 全7区
名称	区自治協議会	区協議会
設置根拠	新潟市自治基本条例 新潟市区自治協議会条例 (全市統一)	浜松市区及び区協議会の 設置等に関する条例(全市統一)
位置づけ(諮問の有無)	附属機関 (諮問あり)	附属機関 (諮問あり)
会議の形態	行政主導型	行政主導型
設置年月日	平成19年4月1日	平成19年4月1日
議会議員の就任	不可	可
・可の場合、実際の就任の有無	—	なし
・就任有の場合の肩書	—	—
委員数	30人以内(人口10万人を超える区は超える人口が1万人を増すごとに1人を加える)	20人(中・東・南・浜北区協議会) 25人(西・北・天竜区協議会)
委員構成	地域コミュニティ協議会、公共的団体等、学識経験者、公募等	区内に住所を有する市民で、自治会など地域で活動している各種団体からの推薦者や学識経験者、公募者など
委員の選任方法	委員10名以内で構成する推薦会議で、委員構成を検討し、推薦団体や公募委員等の選考を行い、区自治協議会で議決のうえ、市長へ推薦する。	① 3人以上7人以内の委員で構成する推薦会が推薦案を作成 ② 区協議会が推薦案を承認 ③ 区協議会が市長へ推薦
任期	2年	2年

■ 任意設置のもの

	札幌市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	
区民会議設置区数	10区 / 全10区	10区 / 全10区	6区 / 全6区	7区 / 全7区	5区 / 全18区	1区 / 全18区
名称	〇区区民協議会等、区毎に異なる。	区民会議	区民対話会	区民会議	区民会議、区民協議会など (区により異なる)	泉区地域協議会
設置根拠	区民協議会設置・運営要綱など (区により異なる)	区民会議及び市民活動ネットワークに関する基本方針(全市統一) 区民会議設置要綱 (区により異なる)	〇区区民対話会実施要綱 (区により異なる)	自治基本条例、区民会議条例、区民会議条例施行規則、各区区民会議要綱 ※要綱は区により異なる。	設置要綱、要領など(区により異なる)	泉区地域協議会運営要綱
位置づけ(諮問の有無)	連絡調整・情報共有機関等 (諮問なし)	協議会 (諮問なし)	対話会 (諮問なし)	附属機関(諮問なし)	区により若干異なる (諮問なし)	懇談会(諮問なし)
会議の形態	行政主導型・区民自発型 (区により異なる)	行政主導型 ※区民自発型となる場合もあり得る	行政主導型	行政主導型	区民自発型	行政主導型
設置年月日	区により異なる	平成15年5月1日	平成22年4月	平成18年4月もしくは7月(区により異なる)	区により異なる (一番早いところで昭和49年)	平成21年4月1日
議会議員の就任	区により異なる	不可	不可	不可(参与として参加)	可	不可 (顧問として参加)
・可の場合、実際の就任の有無	なし	—	—	—	あり	—
・就任有の場合の肩書	—	—	—	—	顧問	—
委員数	20人 ~ 120人程度 (区により異なる)	20人程度	10~50人程度 (区及び回により異なる)	20人以内	15人 ~ 90人程度 (区により異なる)	24人以内
委員構成	連合町内会、連絡協議会、校長会、NPO団体、地域団体等	各種団体又は市民活動団体推薦委員、公募委員、区長推薦委員、学識経験者等	町内自治会関係者、消防団員、自主防災組織、大学教授・学生、PTA会長等	団体推薦(区民会議施行規則に定める分野で活動している団体)、区長推薦、公募	自治会・町内会、各団体(市民組織、地域活動団体)、公募	区内12地区で活動している地区経営委員会
委員の選任方法	学校、町内会、企業等、地域関係団体から幅広く選任するなど、地域の状況により区毎に異なる。	居住地域や男女のバランスに配慮するとともに、各種団体、企業、学識経験者、外国人、公募など、区の特徴・特性を生かした幅広い人材の選出に努める。委員は区長が委嘱する。	区長による指名、団体からの推薦、公募等 (区及び回により異なる)	市長が委嘱	自治会・町内会推薦、各団体(市民組織・地域活動団体)推薦、公募	地区経営委員会からの推薦
任期	委員として任命していない区は任期無(要綱により委員・役員の任期を定めている区も有)	2年	なし	2年	2年	規程なし

指定都市における区民会議等の設置状況

■ 任意設置のもの

	相模原市	名古屋市		京都市	大阪市	堺市
区民会議設置区数	3区 / 全3区	2区 / 全16区		11区 / 全11区	24区 / 全24区	7区 / 全7区
名称	〇区区民会議	千種区区民会議	名東区区民ミーティング	区民まちづくり会議 (総称。区により名称が異なる)	区政会議	区民評議会
設置根拠	附属機関の設置に関する条例 (全市統一)	千種区区民会議規定 (区により異なる)	定めていない	各区で定める設置要綱	区政会議の運営の基本となる事項に関する条例 (全市統一) 区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則 (全市統一)	堺市区民評議会条例
位置づけ(諮問の有無)	附属機関 (諮問あり)	連絡調整機関 (諮問なし)		懇談会等 (諮問なし)	行政運営上の会合 (諮問なし)	附属機関(諮問あり)
会議の形態	行政主導型	行政主導型		行政主導型	行政主導型	行政主導型
設置年月日	平成22年4月1日	平成21年9月25日	平成22年12月	区により異なる	<旧根拠規則の施行(改正)> 平成23年7月22日	平成27年4月1日
議会議員の就任	不可	不可 (ただし、来賓として会議に参加)	定めていない	可	市会議員については、条例第8条第1項において、「選出された選挙区の区の区政会議に出席し、区政会議における議論に資するために必要な助言をすることができる。」と規定しており、その他の議員については、同条第2項で「区長は、必要があると認めるときは、関係者の区政会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。」と規定している。	議会議員の就任については、条例上何ら規制しているものではないが、議会議員には市議会という場でご審議いただきたいと考えているので、委員として就任していただくことは想定していない。
・可の場合、実際の就任の有無	—	—	—	なし		
・就任有の場合の肩書	—	—	—	—		
委員数	25人以内	人数については制限なし 団体代表35名、一般公募20名程度	50人程度	区により異なる	(委員数) 区政会議の委員の定数に係る基準について、規則第3条第1項において、「10人以上50人以下の範囲内で区長が定める」と規定している。(定数は区により異なる)なお、同条第2項で、「公募等(公募その他の広く区民等のうちから委員を選定する方法をいう。以下同じ。)による委員(当該委員が任期満了後に引き続き選定された場合を含む。)の定数は、委員の定数の10分の1未満であってはならない。」と規定している。	15人以内
委員構成	市内22の地区に設置されたまちづくり会議(任意団体)の代表者、公益的団体の代表者、学識経験者、公募市民等	各種団体の代表者等、 公募による一般参加者	学区推薦参加者(地域でまちづくり活動をされている方)、公募参加者、大学生、区内関係機関職員など	区によって異なるが、自治会組織、各種団体、学識経験者、企業関係者、大学生、NPO法人、市民公募委員など、様々な分野から幅広く区民に参画いただいているケースが多い。		・区域内において公益的な活動に従事する者 ・学識経験者 ・公募に応じた者 など
委員の選任方法	関係団体については、市長名で推薦を依頼している。公募市民については、公募委員選考委員会により選考する。いずれも市長が委嘱する。	委員として任命しているわけではない		区長から依頼する	(委員構成・委員の選任方法) 区政会議の委員については、条例第4条第1項において、「(1)区民等 (2)学識経験を有する者その他区長が適当と認める者」のうちから区長が選定した者に委託すると規定している。なお、同条第3項で、「区長は、委員の選定に当たっては、公募を活用するなどその構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。」と規定している。	区長の選任に基づき市長が委嘱
任期	2年(補欠委員の任期は、前任者の残任期間)	委員として任命しているわけではない		2年	2年	2年

■ 任意設置のもの

	神戸市	広島市	熊本市	仙台市・静岡市・岡山市・北九州市・福岡市
区民会議設置区数	9区 / 全9区	1区 / 全8区	5区 / 全5区	設置していない
名称	区民まちづくり会議	佐伯区まちづくり百人委員会	〇区まちづくり懇話会	
設置根拠	区民まちづくり会議設置要綱 (全市統一) 運営については、各区で運営要領を策定	定めていない	熊本市〇区まちづくり懇話会設置要綱 (区により異なる)	
位置づけ(諮問の有無)	まちづくりを地域から先導する場 (諮問なし)	連絡調整機関 (諮問なし)	懇談会 (諮問なし)	
会議の形態	区民自発型	委員会主導型	行政主導型	
設置年月日	平成6年10月1日	平成24年4月18日	平成25年4月1日	
議会議員の就任	定めていない	定めていない	不可	
・可の場合、実際の就任の有無	なし	—	—	
・就任有の場合の肩書	—	—	—	
委員数	原則、50人以内(区により異なる)	45人(平成27年6月1日現在)	20人以内	
委員構成	自治会・婦人会・子ども会・老人クラブ・ふれあいのまちづくり協議会などの地縁系団体、ボランティア・NPO法人、大学関係者等	各種団体の代表者等、公募による一般参加者	校区連絡会議からの推薦者、公募、区長が必要と認める者	
委員の選任方法	区長の推薦に基づき市長が委嘱	委員として任命しているわけではない	区長が選任	
任期	2年	委員として任命しているわけではない	2年	